

センターだより

第3号 平成27年12月15日

小松島市青少年健全育成センター

1年を振り返り新しい目標を立てましょう

1年が過ぎるのは早いですね。もうすぐ冬休みです。



さて、今年のセンターだより第3号で、皆さんにお願いした新年の目標について振り返り評価しましょう。そして新しい目標を立てましょう。あまり高望みすることなく達成可能な目標でいいです。目標達成に向けて取り組む姿勢が大切だと思います。

これから、寒さが厳しくなってきます。皆さんは勉強やスポーツに励んでいることと思いますが、風邪やインフルエンザにかからないよう手洗いや防寒に努めましょう。そして、1月8日（金）には元気に登校できるようにしましょう。

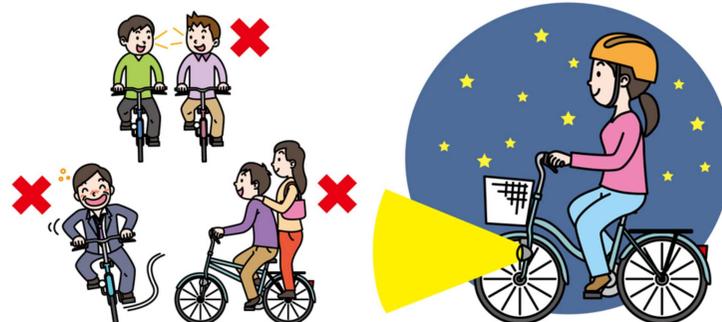
自転車の安全運転を心がけましょう

自転車は、便利で手軽で環境に優しい乗り物です。けれども乗り方を誤れば重大な事故につながります。

1 「自転車安全利用五則」について

- ① 自転車は、車道を通行することが原則です。歩道通行は例外です。
- ② 車道は左側を通行しましょう。
- ③ 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
- ④ 安全ルールを守りましょう。

- ★ 飲酒運転・二人乗り
・並進の禁止
- ★ 夜間はライトを点灯
- ★ 交差点での信号遵守
と一時停止・安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用しましょう。

2 自転車が歩道を通行できる場合について

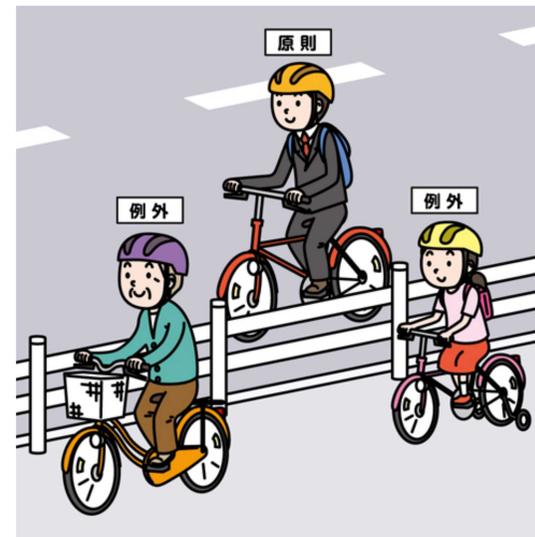
- ① 道路標識等により自転車が歩道を通行することができることとされている場合
- ② 自転車の運転者が、13歳未満又は70歳以上、その他車道を安全に通行することに支障を生ずる程度の障害がある場合
- ③ 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合



道路標示で「自転車通行指定部分」がある場合はその部分を、指定部分がないときは歩道の車道よりの部分を安全な速度と方法で通行しましょう。

歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止するか自転車を降りて押すなどの方法で歩行者を保護しましょう。

自転車はルールとマナーが両輪です



小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。秘密は守ります。)